



Title	原理論における株式会社論の可能性
Author(s)	岡部, 洋實
Citation	経済學研究, 43(4), 162-175
Issue Date	1994-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31955
Type	departmental bulletin paper
File Information	43(4)_P162-175.pdf



原理論における株式会社論の可能性

岡 部 洋 實

1. はじめに

マルクスは、『資本論』第3巻第21章「利子生み資本」で、利潤率均等化の展開を受けて、産業に投下されようと商業に投下されようと、資本は同じ平均利潤をあげることによって、「貨幣は、自分が貨幣としてもっている使用価値のほかに、一つの追加使用価値、すなわち資本として機能するという使用価値を受け取る」とし、これを、「資本が資本として商品になる」ことでもあると述べている¹⁾。これに対し、わが国のマルクス経済学に独自の体系を築き上げた宇野弘蔵は、「資金」という新たな概念を用いることで、信用制度の基礎となる「資金の商品化」と、「それ自身利子を生むものとしての資本」から導き出される「資本の商品化」とを明確に区別し、株式会社は、この「資本の商品化」を具体化する制度であるとした。

しかし、宇野によれば、株式会社形式の原理は原理論で明らかされなければならないが、株式会社そのものについての立ち入った検討を原理論で行なうことはできない²⁾。それは、「……産業企業における株式会社制度の普及は、固定資本の巨大化を前提として、いわゆる金融資本

の時代を展開することになるのであって、原理論では究明しえない諸現象を呈することになる」からであり、株式会社によって生ずる「一般の普通株主資本家と会社の支配権を握る大株主資本家」との分離といった関係を原理的に規定しようとする、「資本自身の規定をも曖昧にすると同時に、金融資本としての規定も与えなくなる」からであった。いわゆる三段階論によって、資本主義の原理的規定と資本主義の歴史的発展段階規定とを峻別した宇野にとって、

「原理論の一般的な資本の規定を金融資本と共に段階論的に規定せられるべき産業資本と同一視すること」はできないのであり、株式会社の具体的検討は、金融資本の規定とともに、段階論で行なわれるべきものとされたのである³⁾。

だが、資本主義の歴史的発展過程における株式会社制度の意義は段階論で明らかにされなければならないとしても、原理論における株式会社の位置づけについては、宇野自身の説明によっても必ずしも明確ではない。宇野によれば、「資本の商品化」論は、それ自身に利子を生む資本という「理念」を説くことを通じて、貨幣市場の利子率とは区別された「資本還元をする利子率」を明らかにする「資本の物神性」論でもあることになるが、そこで触れられる「株式会社」については、「資本の商品化」の「具体的な現われ」である一方で、「株式資本家」そのものは原理論で説くことはできないという、いわ

1) Karl Marx - Friedrich Engels Werke, Band 25, *Das Kapital, Dritter Band*, Buch. III, Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Dietz Verlag, Berlin, 1964, S.350-351. 『マルクス・エンゲルス全集・第25巻。資本論、第3巻』大月書店、1968年、420～421頁。

2) 宇野弘蔵編『資本論研究 V 利子・地代』筑摩書房、1968年、351～356頁。

3) 宇野弘蔵『経済原論』岩波全書、1964年、220～221頁。

ば振じれた説明がなされるにとどまっているからである⁴⁾。

株式会社が「資本の商品化を実現する唯一の方式」⁵⁾であることを強調しながら、それを原理的に規定することはできないというのはどういふことであるのか。株式会社は、原理論で規定されるべき資本主義の基本原理の一環たりうものかどうか。現代の主要な企業形態が株式会社であることを鑑みると、株式会社制度の意義をどのように位置づけるかは、現代資本主義の特質を把握する上でも不可欠の点であるし、原理論の現代資本主義分析に対する意義を見極める意味でも、株式会社制度と原理論との関係を明確にしておく必要があるであろう。

本稿では、こうした問題状況を踏まえて、宇野の経済学体系において問題となる「株式会社」の原理論における展開可能性を考察するとともに、その検討を通して、原理論研究の範囲と残された課題の一端について、若干の私見を提示することにしたい。

2. 「資本」概念と株式会社

原理論の一貫した体系のうちに株式会社の位置付けを考察しようとするときに、まず確認しておきたいことは、株式会社もまた、流通形態としての「資本」という概念に包摂されるものであるということである。宇野自身が指摘しているように、「資本は、もともと一個の運動体をなすものとして、それ自体には商品でも、貨幣でも、また機械等の生産手段でもなく、ただその運動の過程において、あるいは商品の姿をとり、あるいは貨幣の姿をとり、さらにまた生産手段や労働力の姿をさえとるのであるが、商品の姿をとっている場合でも資本自身が商品として売買されるわけではない。それは単に資本の生産物が商品の姿をとって売買せられて貨幣に

転化する過程の一時的形態にほかならない。……資本は、一部分は貨幣として、大部分は生産資本として、また他の部分は商品として、常に資本家の手に留まってその姿を変えつつ価値増殖の過程を続ける」のであって、「株式会社形式をとってもその点に変わりはない」⁶⁾。株式会社は、その独自の形態のゆえに、理論的な取り扱いに困難をもたらすともいえるが、しかし、「自己増殖する価値の運動体」であることにおいては、いわゆる個人資本とかわりないものとしてあるのである。

ところで、このような流通形態として捉えられた「資本」概念を原理論で一貫させようとしたとき、株式会社を説く際には、いくつかの留意すべき点があるように思われる。

まず、原理的な規定によれば、「資本」の意思是、競争を通じた「利潤率の極大化」に集約されるが、このとき、資本は「一個の運動体」として捉えられるだけであって、その自然人の所有者数が単数であるか複数であるかは、問題の対象外になっていることである。

資本の運動の主体は「資本家」である。しかし、商品論でも同様であろうが、理論的に想定される商品経済的な「経済人」は単数の自然人でなければならないという論理的必然性はない。それが複数の自然人の集合であったとしても、一個の意思をもち、それに基づいて商品経済的な行動を展開するのであれば、それは、一個の「経済主体」=「経済人」として捉えられなければならない。単数の自然人であろうと複数の自然人の集合であろうと、それ(ら)によって構成された各経済主体は、相互に競争しあう互いに独立した一個の経済人として想定される。資本主義が私的所有制を前提とする社会システムであるとはいっても、私的所有制それ自体は複数の自然人による共同所有を否定しているわけではない。したがって、原理論で想定される

4) この点については、前掲、宇野編『資本論研究V』、351～356頁を参照。

5) 同上、352頁。

6) 宇野弘蔵『経済政策論 改訂版』弘文堂、1971年、164～165頁。

資本家は、理論的な存在としては一人の経済人であっても、単数の自然人であるか複数の自然人の集合であるかは、問われてはいないと考えるべきであろう⁷⁾。

かくして、資本家の意思は「利潤率の極大化」に集約されるというとき、この意思がどのような手続きを経て決定されたものであるのかを問

7) 本稿は、私的所有制の考察を課題としているわけではないので、この点に関しての詳細は、別の機会に委ねたい。ただ、本稿に関わる限りで若干のことを述べておけば、「商品形態自身がその前提とする私有財産制と社会的分業とを発展させ、確立させ」、「資本主義社会が私有制と分業とを全体制的に完成する」(宇野弘蔵編『現代経済学演習講座 新訂経済原論』青林書院新社、1967年、25頁)とはいっても、それは歴史的にそうであるとともに、理論的にそれが確認されるということである。「労働力商品化による資本主義の発生は、土地所有の確立を絶対条件とするという関係にある」(前掲、宇野編『資本論研究V』、398頁)とすれば、商品経済の完成された社会としての資本主義社会の原理そのものの考察は、土地の私有をも可能にした私的所有制を前提としなければ不可能であろう。

マルクスでもそうであるが、原理論の領域における私有制の扱いに関しては、往々にして、その主体を単数の自然人と想定することが多かったように思われる。しかし、現実の制度としても、私有制は複数の自然人による共同所有を排除してはいない。原理論の問題としては、商品経済的な一主体による私有を前提として、その主体と他の諸主体との関係が考察されるだけであって、それらの主体が各々何人の自然人から構成されているのかは、いわば問題の外にあるはずである。

なお、マルクスは、株式会社は、「資本主義的生産の最高の発展の結果」(*Das Kapital, Dritter Band*, a.a.O., S.453, 前掲、『資本論、第3巻』、557頁)であるとし、「株式制度のうちには、すでに、社会的生産手段が個人的所有として現われるような古い形態にたいする対立が存在する。しかし、株式という形態への転化は、それ自身まだ、資本主義的なわくのなかにとらわれている」(ebenda, S.456, 同上、560頁)として、株式会社制度が資本主義を越えるものではないことを明言している(他に、ebenda, S.452, 同上、556～557頁を参照)。しかし、他方では、株式会社を直接的な社会的所有への通過点としても位置づけており(ebenda, S.453, 同上、557頁)、資本主義の前提である私的所有制と株式会社制度との関係については、少なからず混乱がみられるように思われる。また、私的所有制と経済主体の構成との関係についても、彼の場合明確にされているわけではない。なお、この点に関しては、伊藤誠『価値と資本の理論』(岩波書店、1981年)、366～370頁も参照されたい。

う枠組みそのものが、理論的に与えられてはいないということになる。単数の自然人の独立した決定であろうと、複数の自然人による多数決であろうと、あるいはまた、複数の自然人の中の一部による決定であろうと、一つの意思が決定されれば、それは一経済主体の一個の意思となるのであって、単数の所有者からなろうと複数の所有者からなろうと、資本は、一個の意思をもつ一経済主体である資本家に従う一個の運動体でしかないということになる。

そこで、この点を踏まえて株式会社についてみると、以下のようにいうことができよう。

さしあたり資金の出どころを問わないとすれば、株式会社は、複数の出資者からなる一企業形態である。この場合の「複数の出資者」というのは、株式会社の資本が単位出資金の合計からなり、出資金1単位毎に異なる出資者を募ることができるということである。一出資者が出資金単位合計の30%を出資することもあれば、100%を出資することもありうる。優先株など、実際的意思決定への参加不参加については様々な形態がありうるだろうが、近代的株式会社は、基本的には、各出資単位がそれぞれ一個の意思をもつとみなした上で、各出資単位を基礎とした多数決主義的な意思決定方式を用いることで、1出資単位ごとに異なりうる複数の意思を一つに集約し、それに基づいて資本の運動を展開する。

したがって、株式会社を資本という運動体として捉える限り、それは市場における一経済主体にすぎず、一つの意思だけをもつ存在でしかない。これをいいかえれば、「一個の資本」として運動するための意思決定がなされた時点で、複数の出資金単位の意味は一つに統合され、各出資者は、その株式会社の出資者に留まろうとする限り、たとえ異議があったとしても多数意思に従わなければならない立場にあるということでもある。株式会社は、出資者の「共同体」ともいえるべき存在といえよう⁸⁾。

8) マルクスの次のような叙述を想起されたい。

ところで、この点に関連した宇野の議論で注目される点は、株式会社について、二重の資本概念が適用されていることである。

宇野によれば、「株式会社の資本は、払込株式資本によってなるわけであるが、払込と同時にそれは二重の存在を与えられる」⁹⁾。すなわち、産業企業であれば、「一方は株式会社の資本として一般の産業資本と同様に $G-W \cdots P \cdots W'-G'$ の循環運動を繰返すことになるが、他方ではこの資本の運動とは一応は別個の存在をなす株式証券として、すなわち前者の資本の現実的運動の内に得られる利潤から配当としてその利益の分配を定期的に受ける権利を有するものとして、それ自身資本として存在することになる。しかもこの株式証券としての資本は、株式会社

の現実的資本の運動とは全く別個に商品として売買される」¹⁰⁾。

みられるように、宇野は、株式会社を、 $G-W \cdots P \cdots W'-G'$ の姿態変換を繰返す価値増殖の運動体としての資本とともに、「株式証券としての資本」とも捉えており、この「株式証券としての資本」こそが、「資本そのものを、いいかえれば価値増殖をなす運動体としての資本そのものを売買する特殊の形態である」¹¹⁾と規定する。だが、株式会社の価値増殖運動の展開としての「現実的資本の運動」とは区別された「株式証券としての資本」とは、いかなる意味で「資本」たりうるのだろうか。この点は、必ずしも明確ではない。

確かに、株式会社に何単位かの出資を行なったものは、その株式会社の利潤が出資額に応じて配分されることを期待するであろうし、実際に利潤が生ずれば、その分配を要求することになろう。したがって、株式会社の資本を構成するものとして出資された資金は、資本としての性格をもつといえるかもしれない。しかし、このことから、「株券としての資本の商品化は、……資本そのものを、いいかえれば価値増殖をなす運動体としての資本そのものを売買する特殊の形態である」¹²⁾と、はたしていうことができるであろうか。

ここで、株式所有、ないし、株式所有者であることを示す証券である株券を所有することによって示される株主の地位について、考えてみよう。

先にも記したように、株式会社は、複数の出資者からなるとはいえ、資本としては一個のものとして運動しなければならない。だが、種々の意思をもつ複数の出資者の資金の結合体として資本であるということからすると、その株式会社の出資者によって意思決定が行なわれたときに、ある出資者がそれに従う意志がないとす

「いろいろな会社事業、鉄道や鉱山などに対する所有権は、やはりすでに見たように、たしかに事実上は現実資本にたいする権利である。とはいえ、それはこの資本にたいする自由処分力を与えるものではない。この現実資本を引き上げることはできない。その所有権は、ただ、この現実資本によって獲得されるべき剰余価値の一部分にたいする請求権を与えるだけである。」(Das Kapital, Dritter Band, a.a.O., S.494, 前掲, 『資本論, 第3巻』, 610頁)。

もっとも、このマルクスの叙述は、「剰余価値にたいする按比例的な所有権」(ebenda, S.485, 同上, 598頁)の利子生み資本化に関するものであるから、本文のように、資本概念に関わらせるのは適切ではないかもしれない。しかし、ここで彼が述べている「現実資本」とは、事実上、価値増殖運動を展開する資本としての意味であるといつてよいであろう。

この叙述に関連して宇野は、株式の売買を「剰余価値にたいする所有権」の移転というだけでは、その売買が、資本の所有による支配権の移転をも意味していることが見失われるとしている(前掲, 宇野『経済政策論』, 166頁)が、この点に関しては、後に触れる。

なお、松尾秀雄氏は、株式会社を「資本家的共同体」として位置付けることで原理論の深化を試みられている(松尾秀雄『所有と経営の経済理論』名古屋大学出版会, 1987年、とくに、第4章、第5章を参照)。しかし、株式会社が出資者の「共同体」とはいっても、それが、純粋に資本家的共同体として捉えられるかどうかということについては、疑問とせざるをえない。後述するように、株式会社は種々の社会的資金を調達したものとして現われたのであり、また、方法的にも、そうした共同性を資本家的な行動様式で説くことはできないと考えるからである。

9) 前掲, 宇野『経済政策論』, 164頁。

10) 同上。

11) 同上, 165頁。

12) 同上。

れば、彼に対して、その決定から自由になる方法が用意されなければならない。なぜなら、原理論で想定される純粋資本主義社会は、近代的私有制の確立した社会であり、そこでは、各経済主体は、所有するものを自らの意思に従ってのみ、しかも自らの経済的利益の最大化を追求しつつ処理するものとされるからである。したがって、複数の出資者の資金が結合した株式会社が「一個の資本」として運動する際には、出資者に対して、その出資持ち分を自らの意思にしたがって処分できるような仕組みが用意されていなければならない。出資者がその株式会社に出資者として留まろうとするのであれば、出資者間で決定された意思に従わなければならないが、何らかの事由でそれに従うつもりがないのであれば、株式会社から出資分を引き上げるか、あるいはそれと同等の効果をもつ手段が用意されなければならないのである。

株式が売買可能とされることの根拠は、このような、近代的私的所有制からくる要請に基づくと考えることができよう。株式会社には、出資者が、出資持ち分に相当する株式の一部もしくは全部を売却することによって、その株式会社の意思に従わせない分の出資額を再び「貨幣」形態へと取り戻せるような仕組みが用意されていなければならない。他方、出資者の集合体としての株式会社の側からみれば、出資の引き上げによって資本額が減少することは、資本の運動そのものに支障をきたすことになるから、運動に必要な資本額を維持し続けることができるのであれば、出資持ち分に関わる権利の譲渡が行われたとしても問題は生じない。つまり、所有株式を売却する者は、出資者としての権利を売却することによって出資者の地位を失うものの、それに見合う額の貨幣を獲得することで新たな出資なり商品の購買なりが可能になり、その株式の購買者が、販売者の有していた出資者としての権利を獲得することになるわけである。株式会社の出資持ち分を表わす株式の売買によって具体化されるといわれる「資本の商品

化」の内実は、出資者であることの「権利」の売買、すなわち、株式会社の出資者としてその経営に参画し、その利潤の分配に與る「権利」の売買にすぎないのである¹³⁾。

このように、「資本の商品化」の意味を、運動体としての資本(株式会社)の出資持ち分に関わる権利の売買と捉えたとき、宇野にみられたような、株式会社に二重の資本概念を適用することの積極的な意味は失われることになる。株式の売買は、現実運動する資本の出資持ち分に関わる権利が商品として売買されるということであって、それは、「運動体としての資本」そのものが商品化することではないのである¹⁴⁾。

では、株式が商品として売買されるとき、株式の価格はいかなる基準によって決まることになるのだろうか。また、株式の購買者が支払う貨幣の源泉と性格は、どのように捉えられるべきなのだろうか。次に、それらの点を、利子の授受を通じて展開される資本主義的な資金

13) この点に関しては、馬渡尚憲「株式資本論の問題点」(法政大学『経済志林』第38巻第3・4号, 1971年), 257頁も参照されたい。

14) マルクスは、注8で紹介した文章に続けて、現実資本に対する所有権は紙製の複製(証券)になり、それは、現実資本とは別に存在しながら持ち手を取り替えることで「存在しない資本の名目的代表物」になり、また、「収益を保証するだけでなく、売却によって資本価値としてのその返済を受けることができる」がゆえに、「利子生み資本の形態になる」と述べた上で、その証券は、「それ自身資本価値として流通する複製としては幻想的」であると述べている(*Das Kapital, Dritter Band*, a.a.O., S.494, 前掲, 『資本論, 第3巻』, 610~611頁)。マルクスがここで「幻想的」といっているのは、その証券の価値が「現実資本の価値運動とは全く無関係に増減する」(ebenda, 同上)からであるが、しかし、その証券が現実資本に対する所有権を表わすものであるとすれば、「資本価値」としては「幻想的」であっても、所有権そのものの価値としては「幻想的」だとはいえないであろう。マルクスの場合、ここでいわれている所有権が剰余価値に対する請求権に限定された結果、現実資本の価値と証券の価値との乖離が問題とされて、「幻想的」という評価を下すことになったものと思われる。

なお、株式が、単なる剰余価値の請求権だけではなく、支配権をも表わすものであることについては、前掲、宇野『経済政策論』, 166頁も参照されたい。

融通機構である信用制度との関わりにおいて検討してみることにしよう。

3. 資金融通と株式会社

価値増殖の運動体である資本は、生産過程の包摂によってその運動の確実な根拠を獲得するが、姿態変換 $G-W \cdots P \cdots W'-G'$ のうち、流通過程 $W'-G'$ は、いわゆる「命懸けの飛躍」として、円滑な価値増殖を大きく制約するものとしてある。信用制度の基礎となる商業信用は、資本が流通形態であるがゆえに被らざるをえないこの制約を、個々の資本相互の関係を通じて解除する機構である。手形を利用した商品売買は、手形上の債権者の資金の余裕、すなわち遊休貨幣資本の存在に基づいて、手形上の債務者の資金の制約を解除し、その生産過程のよりいっそうの効率化と利潤の増進を可能にする。商業信用は、こうして、個々の資本相互の関係を通して将来の資金形成を先取りする関係となるわけであるが、商業信用を基礎とする銀行信用もまた、この関係を社会的に拡張することによって、将来の資金形成の先取りを実現する社会的機構であるといえよう。

ところで、銀行資本の下に預金として滞留する資金は、資本の運動における流通過程で遊離する遊休貨幣資本を基本的なものとしながらも、銀行信用のさらなる展開によって、比較的長期間にわたって積み立てられる固定資本の償却資金や蓄積資金などの種々の遊休貨幣資本を含むようになると考えられる。だが、ここで留意しなければならない点は、信用制度を支えるこれらの遊休貨幣資本は、あくまでも個別資本の姿態変換運動の中で一時的に遊離したものであるということである。

いま仮に、この遊休貨幣資本の額を G_1 とすれば、個々の資本は、その運動を継続しようとするかぎり、 G_1 の大きさを維持しなければならない。なぜなら、この大きさが維持されなければ、資本の運動そのものが無意味なものとなるから

である。したがって、商業信用にしる銀行信用にしる、債権債務関係として個々の資本の間で行なわれる資金融通関係において、融通資金の回収は、必ず元本額 G_1 を確保する大きさでなければならない。融通される遊休貨幣資本が、当初の投下資本額 G を G' へと増殖させる過程で一時的に生じたものである以上、資金融通によって、当初の投下資本額 G が減少するようなことがあってはならないはずである。

もちろん、債権債務関係の決済が順調に行なわれるかどうかは、債務者の将来の支払い能力にかかっており、その限りでは、融通した遊休貨幣資本額の元本 G_1 の回収は、必ずしも保証されたものではない。債権債務関係の決済が行なわれるかどうかそれ自体は、不確定なものである。しかし、そうした不確定性を前提とした上で、債権債務関係は、元本額に利子を付して決済される関係として成立する。

これに対し、株式会社への出資はあくまでも投資であり、それは、ある貨幣額を資本として投下しようとする出資者の自己責任でなされるものであって、出資した資金が回収されるときに、元本はもちろんのこと、その元本が増殖して回収されるという保証もない。株式会社への出資は、債権債務関係とは異なるものであって、株式会社への出資に充当される資金を、債権債務関係を通じてなされる遊休貨幣資本の融通と同様のものとするのは、直ちにはできないであろう。というのは、遊休貨幣資本は、資本の運動から一時的に遊離しているとはいっても資本の一構成部分であって、仮に他の資本への出資に用いられるとしても、少なくともその元本額は回収されなければならないものとしてあるからである¹⁵⁾。

15) 債権債務関係における実際的な処理として物的担保の提供が行なわれるのは、債権債務関係が元本の回収を前提としていることと無関係ではないように思われる。実務的な観点からすれば、債権の回収に何等かの障害が生じたときには、担保物件の処分によって、全額ではないにしても、ともかくも債権を回収することができるからである。もっとも、信用

そうはいつでも、先に述べたように、株式会社への出資持ち分に関わる権利の売買が可能であるならば、遊休貨幣資本を抱える資本が、利潤のいっそうの増進を目的にして、その遊休貨幣資本を銀行資本への預金とするかわりに、株式の引き受けないしその購買に充てるという事態を想定できないことはない。遊休貨幣資本で株式を引き受けるか購買して配当を受け取り、必要に応じてそれを売却するというような遊休貨幣資本の運用を行なう場合である。そこで、こうして株式売買が行なわれるときの株式価格の形成について検討してみることにしよう¹⁶⁾。

例えば、ある株式会社の1年後の利潤率が、20%と予想されているとしよう。これについて出資者たる株主は、当然、見込まれる利潤のうちから出資分に見合う利潤の配当を期待する。しかし、この20%の利潤率は、これまでの経験なり情報なりによって判断されたあくまでも1年後に期待される利潤率でしかない。1年後、20%の利潤率どころか、それを下回る利潤率しか実現できない可能性もあるし、あるいは損失を被って、投資元本割れすることもありうる。さらに、株式会社の意思決定は出資単位全部または多数によって行なわれるから、例え1年後に20%の利潤率が実現されたからといって、個々の株主全ての希望を満たすような利潤の配当がなされるとは限らない。多くの出資単位がその事業を拡大しようとしたために、利潤の多くの部分は配当されずに蓄積資金に回されるという事態に至ることもありうる。この場合には、利潤からの配当は少額になるであろう。

このような例を考えると、株主はその出資持

ち分を売却しうるとはいつでも、期待していたような利潤の配当が行なわれる保証がない以上、彼の出資持ち分額を必ず上回って販売できる保証はないということになる。1年後に期待された20%の利潤率が実現したとしても、その配当がわずかし、あるいは全く行なわれない可能性があるのであれば、その株式を購買しても利潤の増進を実現できないという可能性が出てくるし、その株式会社が損失を被るようなことがあれば、1年後のその株式会社に対する実質的な持ち分額が、購買時の出資持ち分額を下回るという可能性も出てくる。株式所有によって株式会社の利潤の配当を受ける権利を獲得するとはいつでも、利潤の配当それ自体には不確定的な要因が多く働くと考えられることから、これをもとにした株式価格の算出はできないというべきであろう¹⁷⁾。

17) マルクスの場合でもヒルファディングの場合でも、株式価格と配当との関係を問題にする際に、そこで言及される配当額は、株式売買が行なわれる時点での予想額であることが、理論展開のうちに十分に生かされてなかったように思われる。

マルクスは、『資本論』第3巻第5篇「利子と企業者利得とへの利潤の分裂 利子生み資本」冒頭で、すでに利潤率の均等化を展開していたことを受けて、「資本は、生産部面の中に投下されようと流通部面で商業に投下されようと、その大きさに比例して同じ年間平均利潤をあげる」とし、そこから「貨幣は商品になる」、「または、結局同じことになるが、資本が資本として商品になる」(*Das Kapital, Dritter Band*, a.a.O., S.351, 前掲, 『資本論, 第3巻』, 422頁)という理解を示していた。しかし、ここでの彼の議論は、利潤率の均等化によって資本は平均利潤を生むということを前提しており、利潤率均等化法則の固有の意義が、いわゆる不均衡化の中での均衡化として現われる資本主義的な社会的生産の均衡編成の実現にあることを、十分に認識した上でのものではないものであった。

ヒルファディングは、「株式形態で用立てられた貨幣資本の利子率は、そのものとして予め確定されているのではなく、一定の企業の収益(利潤)にたいする請求権として存するにすぎない」とする一方で、「まず第一に確認されねばならないのは、株式形態で用立てられた貨幣資本にたいする収益は、けっして、まったく不確定なものではない」とし、それは、資本主義的な企業は利潤をあげるために創設され、正常な関係のもとで支配的な平均利潤を獲得することは創業の前提であるからであると述べている

制度の原理的な意義を社会的再生産過程との関連で明確にしようとすれば、このような担保の提供といった事柄を原理論の中で扱えないことはいうまでもない。

- 16) 創業者利得の問題があるとはいえ、遊休貨幣資本を用いて株式を取得し、その現金化が必要になった時点で売却するという形で遊休貨幣資本の運用が行なわれる場合を問題にする限りでは、株式の引き受けを想定しても購買を想定しても、事態の本質に変わりはない。

もちろん、先にみたように、債権債務関係もまた、それ自体の不確定性を免れているわけではない。とはいえ、利子が資金の一定期間の使用価値の代価として支払われるのは、信用の需要者(債務者)の方に融通された資金の利用によって利潤の増進が見込まれる一方で、信用の供給者(債権者)の方には、資金を融通することによる資金の抑制について代価を要求せざるをえないという事情があるからであって、この関係は、一定期間後の満期時には、債務者がその利子を加えて元本を債権者に支払うことを予め定めて展開される。しばしば行われる「債権(債券)の売買」も、債権債務関係の満期時に債務者が支払い約束をしている元利合計額を、売買時から債務償還時までの期間に対応する利子率で割り引くことでその「価格」を決定しているのであって、この関係は、実質的には、「売買形式」をとった資金の融通関係でしかない¹⁸⁾。売買形式をと

ることによって、債権の販売者は、債権者としての地位を放棄することにはなるが、それによって債権額をとにかくも回収することができるようになる。債権債務関係は、将来の資金形成というそれ自体のもつ不確定性を、元利の支払いをあらかじめ約束しておくことで回避する関係であるといえよう。

これに対し、伝統的な説明でもある“配当を利子率で資本還元する”株式価格の算出法をみると、一定期間後の予想配当額をその期間に対応する利子とみなしているだけであって、その株式会社が予想される利潤の配当を実際に行なうのかどうかそれ自体を問うものではない。また、株式が売買可能である以上、株式を所有することによってある額の収益を獲得するととも

594~602頁)は、必ずしも明快なものではないが、彼が国債と労賃とを例に「架空資本(擬制資本)」(fiktives Kapital)を論じたのは、定期的な収入が資本の利子と観念されることによって、本来資本ではないものが資本と観念されることへの批判を意図したことによる。彼によれば、国家に調達された資金は価値増殖に用いられることはないのであって、国家に対する債権があたかも資本であるかのように観念されることに対して、「架空資本」あるいは「幻想的な資本」という既定を与える意味があったのだといえよう。

だが、資金の商品化は、債権債務関係の形成とともに利子の授受を必然的なものにする。この利子は、債権の回収が終了するまでの期間の資金の使用に対する代価であって、しかも、予めその大きさが当事者間で決められるものでもある。マルクスのように、これを「定期的な収入」のうちに一般化することはできないであろう。また、ヒルファディングをはじめ、伝統的にマルクス経済学では、国債などの債券を「架空資本」と呼ぶことが多いが、これには問題があるように思われる。債券は債権債務関係を表わす証書であり、これについて「架空」的なものが問題になるとすれば、むしろ、これらの債券に、一般的な商品と同様の「価格」がつけられていることの方ではないだろうか。国家などに対する債権を、あるいは売買される債券を架空「資本」と呼ぶこと自体、資本概念を曖昧なものにしかねないし、またそれによって、債券売買が実質的にはたしている機能をかえって見失わせることにもなるように思われる。こうした懸念から、本稿では、「架空資本(擬制資本)」という言葉の使用を意図的に避けた。

なお、株式についても、「架空資本」という言葉を適用することには問題があると思われるが、それについては本文を参考にされたい。

(Rudolf Hilferding, *Das Finanzkapital: Eine Studie über die jüngste Entwicklung des Kapitalismus*, 1910, 2. Auflage, Dietz Verlag, Berlin, 1955, S.138-139, 『金融資本論』岡崎次郎訳, 岩波文庫, 上, 207頁)。彼によれば、株主は利子を受け取る貨幣資本家と同様の立場にあり、貨幣資本家と異なる点は、ただ、株主には「ある程度の危険割増」がもたらされることでしかない(ebenda, 同上)。

この「危険割増」のことは別にしても、ヒルファディングもまた、「産業利潤は……平均利潤率によって規定されている」(ebenda, 同上, 208頁)という認識を前提に議論を展開しており、「平均利潤」という概念の理論的な意義を十分に理解するには至らなかった。彼が、配当の利子化を強調するのも、こうした理解によるところが大きいといえよう。これについては、馬渡前掲論文, 252頁以下も参照されたい。

なお、マルクスは、株式会社は信用制度に付随的なものとして捉える傾向にあり、株式会社は利潤率の均等化には参加しないという理解も示していた(*Das Kapital, Dritter Band*, a.a.O., S.250, S.453, 前掲, 『資本論, 第3巻』, 301~302頁, 558頁)。ヒルファディングは逆に、株式会社も個人企業と同様に利潤率の均等化に参加するものとしていた(*Das Finanzkapital*, a.a.O., S.250, 前掲, 『金融資本論』上, 224頁)。この点の問題点については、前掲、伊藤『価値と資本の理論』, 349~356頁, 359頁も参照されたい。

18) マルクスの「架空資本」の説明(*Das Kapital, Dritter Band*, a.a.O., S.482-489, 前掲, 『資本論, 第3巻』,

に、その株式の売却によっても収益を獲得できることになるから、株式価格には、その価格変動についての予想も折り込まなければならないであろう。「利子率での資本還元」が行なわれたとしても、売買されるときに株式価格には、その資本還元額に価格変動予想額を加味したものにならないはずである。さらに、現在の配当額ならびに極めて近い将来の予想配当額がさほど大きくないとしても、将来的に利潤の増大が予想され、それによって配当も増えるという判断が行なわれるならば、その株式会社の株式に対する買い需要が増大して、その株価は上昇し続けることになるであろう。

加えて、株式価格が、株式会社の資本のうちの固定資本部分や流動不変資本部分(生産資本部分)、在庫商品(商品資本部分)などの「資産」の市場価格を反映するということもありうる。その評価方法は様々であろうが、例えば、今直ちに株式会社を解散したときに、債務の清算をした後に残る「資産」(残余財産)の価値が、株式価格に折り込まれることもないとはいえない。現在も将来的にもその株式会社が解散することはないと見込まれるときでも、株式はその株式会社の資産に対する持ち分をも表わしているから、それを勘案して株式価格が決まる場合を無視することはできない。その株式会社の資産価格が上昇すると予想されるならば、利潤率が低くても、株式価格が上昇するということはありうるはずである。

債権債務関係における利子率もまた、それ自体としては基準をもちえず、需給によって決定される以外にない。しかし、利潤率の動向に規制されることで、利子率の動きは、間接的に実体的な根拠を与えられるという関係にある。これに対して、上記のようなことを考慮すると、株式の場合には、直接間接にその価格水準を規制する実体的な関係を見いだすことは、困難なのではないだろうか¹⁹⁾。

では、株式価格の形成のこうした不確定性を踏まえたときに、個々の資本がその遊休貨幣資本を株式で運用すると想定したときに考えられる問題点とはどのようなものであろうか。その点を、(1)流通過程で生じた遊休貨幣資本の運用にあたって株式を選択する場合、(2)長期にわたって遊休しうる固定資本の償却資金や蓄積資金の運用のために株式を選択する場合、(3)新たな部門へ移動しようとしている資本が、現在保有する固定資本の償却資金や蓄積資金を、移動を予定している部門の既存資本への出資に振り向けることで移動を円滑にしようとする場合の三つの例で検討してみることにする²⁰⁾。

- (1) 資本の流通過程で生じた遊休貨幣資本の遊休期間は、比較的短期間であると考えられる。したがって、その遊休貨幣資本を株式で運用し

的な考えが、配当を利子率で資本還元するという定式を導入する契機になっていると思われる。現実には、ある株式会社が1株あたりの配当額を比較的長期間にわたって一定程度に維持することもあろうから、そうした状況の下で、中小の資産所有者が、その資産の運用にあたって、同一期間内に得てであろう株式配当額と預金利子額とを比較するということはありうる。この場合には、ヒルファディングのいうように、株式は単なる収益請求権にすぎないものとなろう。

しかし、いうまでもなく、株式は、単なる収益請求権を表わすものではない(前掲、宇野『経済政策論』、166頁)。原理的には、株式は債権とは互いに内容を異にするし、配当と利子も同様である。(予想)配当額を利子率で資本還元するという定式は、原理論で想定できない中小株主の意識には適用しうるだろうが、原理論の枠組みを考慮したとき、資本主義的な生産関係が商品経済的な不均衡な関係を通じて実現する社会的生産の均衡編成から規制を受ける定式たりうるのかどうか、十分に吟味する必要があるのではないだろうか。

なお、ヒルファディングの配当の利子化の問題に関しては、馬渡前掲論文、257～259頁も参照されたい。

- 20) これらとは逆の、資本額の増大を意図して株式を発行し資本調達を行なう資本について検討しなければならないようにも思われるが、実質的には、それは(3)の事例に相当すると考えておいてよいだろう。なぜなら、株式を発行する資本の立場は、その発行に應ずる資本がおかれることになる状況と対になるものと考えられるからである。

19) ヒルファディングの場合、配当の利子化という基本

ようとするれば、運用を行なう資本は、流動性の高い株式を選択して購買し、比較的短期間のうちに売却せざるをえないし、その運用成績は、主に株式価格の変動に拠ることになる。

だが、このことは他方で、利潤の増進を補足するものとしての遊休貨幣資本の運用の意味を失わせる可能性を含んでいる。すなわち、不確定であるとはいえ、株式の所有によって利潤の配当を受ける権利を獲得することにはなるが、短期間のうちにそれを売却せざるをえないのであれば、配当を受け取る機会を逸する可能性が高くなるし、また、価格変動に依拠する以上、売却しなければならないときに価格が下落し、損失を被ることもありうるからである。さらに、配当を受け取ったとしても、受け取り配当額が予想額を下回ることもありうる。もちろん、これらの逆もありうるわけだが、遊休貨幣資本の運用に実質的にも形式的にも基準を想定できないとなれば、株式による遊休貨幣資本の運用は、利潤の増進に積極的に貢献するものとはなりえないであろう。

現実には、遊休貨幣資本の短期間の運用を株式で行なうことはありうる。また、本来的に資本は投機的な性格をもつものであるから、むしろ価格変動を積極的に利用して利潤の増進を図ると考えることもできないわけではない。しかし、投機性に着目するだけであれば、その対象が株式である必然性はない。一般商品の価格変動を利用して、商人資本的な運動でもって遊休貨幣資本の運用を行なうのも同じことであるからである。短期的な遊休貨幣資本の運用手段として株式を原理論に位置づけることは、できないように思われる。

(2) 他方、長期間遊休する貨幣資本の運用手段として株式を捉えた場合には、さしあたり(1)の問題はなくなる。むしろ、銀行資本の預金との競合さえ生ずるといえよう。長期間株式を保有することによって、不確定ではあっても利潤からの配当を受け取る機会も増えるし、場合によっては、預金利子よりも多くの配当を受け取

ることで、いっそうの利潤の増進を実現できることにもなる。

だが、株式を所有する資本は、本来の運動を展開し続けるために遊休貨幣資本の動員が必要となったとき、出資によるしる購買によるしる、運用を目的として獲得した株式を売却しなければならぬ。このときに問題となるのは、預金などの債権債務関係を通じた資金の運用であれば、それ自体の不確定性を免れないとはいっても、少なくとも形式的には元本部分の回収を事前に約束しているのに対し、株式では、売却時点までその売却価格を確定できないために、運用資金の元本の確保を予め予定することができないということである。先にみたように、遊休貨幣資本とはいっても資本の一構成部分であり、とりわけ償却資金であれば、当初の投下資本のうちの固定資本に割り当てられた部分の回収分であるから、運用元本を割り込むようなことがあってはならない。しかも、売却によってしか運用資金の回収ができないとなれば、株式を売却できないときや売却価格が運用元本を割り込んだときには、運用そのものが無意味なものとなろう。形式的にはあるにしろ、遊休貨幣資本の運用が利潤の増進に貢献するような確定的な根拠が得られないとすれば、長期の遊休貨幣資本の運用に関しても、(1)と同様の問題が伏在することになる。

(3) 資本が新たな部門に資本投下を行なう場合には、技術的な問題をはじめとして、様々な困難を伴う。したがって、個々の資本が資本移動をできうるだけ容易に行なおうとすれば、移動先部門で全く新たな投資を行なうよりも、既存資本への出資という形態をとる方が、有利になることがありうる。

もちろんこの場合には、既存資本が、他部門とはいえ競争関係にある資本からの出資を受け入れるかどうかという根本的な問題がある。しかし、その点は措くとしても、新たな部門への移動を予定する資本にとって、償却資金や蓄積資金を遊休させずに新たな部門への移動を漸

次的に行ないうることのメリットは大きい。他方、出資を受け入れる資本にとっても、受け入れる出資額が次第に増大していく中で、部分的にはあっても、受け入れる出資額の増大に合わせて新たな固定資本を追加するか更新するかして規模の利益を享受し、あるいは、より高い生産性を実現し、さらには両者を実現することで、より高い利潤率を獲得しうるメリットも大きい。

だが、このような場合には、出資を行なう資本と出資を受ける資本とは、結合した単一の資本として運動を展開するものとなるし、また、出資を行なう資本の目的は新たな部門での資本投下であり、獲得した株式を売却することではないから、これを、遊休貨幣資本の運用による利潤率の増進を目的にしたものということではできない。仮に出資した資本が出資先の株式を売却するようなことがあっても、それは、何らかの理由で出資先の資本との関係が悪化したか、その部門への投資が必ずしも有利でないと判断されたからであって、遊休貨幣資本の運用とはいえないであろう。

しかも、上述のように、根本的な問題は、出資する資本と出資を受ける資本とは互いに競争関係にあるという点である。両者の出資額が等しかろうとそうでなかろうと、いずれがイニシアチブを取ろうと、こうした資本の「結合」をいうためには、結合している間、それらの資本は一個の資本として運動を展開する一体化した存在であるという意味での「共同性」が形成されることを論証しなければならない。しかし、利潤率の均等化をはじめとする資本主義的な経済機構を、個々の資本相互の競争関係のうちに明らかにしようとする枠組みの中で「共同性」を認めることは、理論展開の枠組みそのものに変更を迫ることになる。競争関係にある個別資本相互の「結合」を想定することは、競争関係に「共同性」の形成を導入するという点において、方法的に無理をきたすことになるのではないだろうか。

以上のような検討からみると、株式会社を原理論の枠組みの中で論ずることには困難が多いように思われる。原理論のうち、『資本論』第三巻に相当するいわゆる総過程論(「分配論」)の領域が、資本主義社会における社会的生産の均衡編成が相互に競争的な個々の資本の行動を通じて実現されるのを明らかにすることを課題としており、しかも、資本主義的な経済機構が個々の資本の行動の意図せざる結果として形成される点を、個々の資本の行動に即して明らかにするものであるとすれば²¹⁾、株式会社は、社会的実体から規制を受けるようなものとして展開するには、不確定的な要素を数多く含むように思われるのである²²⁾。

21) こうした方法に関しては、山口重克『資本論の読み方』有斐閣、1983年の第1部第3章・第4章、第2部第5章、馬場宏二『富裕化と金融資本』ミネルヴァ書房、1986年、第4章の「一、視角」「二、無理の例証」などを参照されたい。

22) 山口重克氏は、利潤率均等化の補足機構として資本市場を位置付けることで、その原理論における展開を積極的に試みられている(山口重克『金融機構の理論』東京大学出版会、1984年、第4章、『経済原論講義』東京大学出版会、1985年など)。氏によれば、「短期的な還流の確認を本質的要件とする信用関係を利用」する限りでは、固定設備のように貨幣形態での還流が長期にわたるものに関わる追加的購買力の調達、ないし、固定資本の償却により生ずる長期の遊休貨幣資本の外的増殖には限界を免れない以上、この限界を越えてそれらを実現しようとするれば、「投資の形態によって行なうほかない」。そこで、「独自の投資形態としての資本結合」の「本来平等な結合ということとはありえないという点」、すなわち、それが「資本所有にもとづく利潤の取得に主要な関心があり、資本所有にもとづく資本の現実の機能にはかならずしも関心をもたないような資本の存在をその成立の前提とする」という点に着目されて、いわゆる資本の流動化機構の存在が、こうした資本結合を実現するとされている。

しかし、問題は、氏においても「投資は支払い保証の貸付ではない」、あるいは、「貸付のように確定利子付きではない」ことが指摘されているにもかかわらず、外的な価値増殖動機をもつ資本は、信用関係を利用する場合の増殖率と比較しながら資本証券(株式)の購入に向かうとされている点である。投資が元本を保証するものでもなく、利子を保証するものでもないとするれば、個別資本の行動として、投資でもある資本証券の購入に遊休貨幣資本を充当することがあるのかどうか、もう少し吟味されてもよい

では、現代資本主義における主要な企業形態であり、その資本蓄積において重要な意義と役割を担う株式会社制度の検討は、どのような枠組みにおいてなされるべきなのであろうか。また、そのときに、原理論はどのような新たな課題を提示することになるのであろうか。それらについて若干の私見を述べることで、本稿のむすびにかえることにしたい。

4. むすびにかえて

—— 原理論と株式会社論 ——

株式会社制度といわゆる資本市場とが、「現実の資本主義には重商主義段階から存在しつづけた」ことは事実であるし、また、「原理論が資本主義の本質を示すものとしたら、あらゆるものを商品化するという資本主義本来の傾向が、主体である資本そのものにも及ぶことを何らかの形で説明する必要があるはしないか」²³⁾と考えられないことはない。しかし、株式会社と「定期所得を生む有価証券の売買機構」は、資本主義の確立をみた自由主義段階までは、「現実の再生産にとってさほどの影響力をもつものではな

かった」し、「両者が結合し再生産に大きな影響をもつに至ったところでは、金融資本が成立した」²⁴⁾。つまり、株式会社は資本主義の歴史とともに古くから存在したが、19世紀半ばのイギリスにおいて、資本主義が一つの自律的な社会システムたりうることを示したときに、株式会社は決定的な役割を果たすことはなかったのである。これをいいかえれば、株式会社は、資本による生産過程の包摂によって実現した資本主義社会の確立に、直接的な意義を発揮しない存在であったということになる。

そうとすれば、考察すべき問題は、資本主義の原理として株式会社や有価証券市場を説くことよりも、むしろ、資本主義の確立自体にとってはさほど重要な意義を発揮しなかった株式会社制度が、19世紀末からの資本主義の現実的な展開、とりわけ金融資本の蓄積にとって決定的な意味をもつようになったことの方にあるのではないだろうか。単数の自然人からなるにしる複数の自然人からなるにしる、資本の現実的な形態である「私企業」を、様々な社会的組織の中の一形態であると考えれば、その組織形態を生成・維持・拡大してゆくための一つの手段である株式会社制度が金融資本の蓄積にとって極めて重要な役割を果たしたのだということの方に、株式会社論ならびに「資本市場」論の検討すべき課題があるように思われる。

宇野がしばしば強調したように、株式会社は、「社会的に蓄積せられた資金」から事業に必要な資本を調達せざるをえないほどに企業規模が巨大化してくる中で採用され普及した制度であった²⁵⁾。だが、これをもたらし固定資本の巨大化それ自体は、原理論で論理的に導き出せるようなものではない²⁶⁾、宇野のいわゆる社会

のではないだろうか。また、氏は、配当と利子率の構造に規定されつつ資本証券の価格変動の上限が決まるとされているが、本文でも指摘したように、配当額は予想額としてしか与えられないし、それ自体不確定なものである。実際問題としてはともかく、理論的には、配当／預金利子率が資本証券価格の上限を規定するとはいえないのではないだろうか(氏の論点ならびに引用は、前掲、『金融機構の理論』、139頁以下による)。

なお、山口氏が、資本結合は「本来平等な結合ということはあるえない」という点から「信用機構の限界」として資本市場の原理的展開を試みたのに対し、完全には平等でないにしても、資本としての「機能意志」をもつ資本同士の結合に着目したものに、渡辺裕一「資本結合と証券業資本」(伊藤・桜井・山口編『利子論の新展開』社会評論社、1984年)、青才高志「株式資本論について」(山口重克編『市場システムの理論』御茶の水書房、1992年)などがある。だが、こうした資本結合から株式会社を原理論において展開することは、競争関係に「共同性」を導入しかねないという理由で、疑問とせざるをえない。

23) 前掲、馬場『富裕化と金融資本』、120頁。

24) 同上。

25) 前掲、宇野『経済政策論』、168～169頁。

26) 馬場、前掲書、118頁。

伊藤誠氏は、「株式資本の実質的機能を原理的に考察する場合には、株式資本が、私的資本によっては容易に実現されえない固定資本の巨大化をとともう諸部門に形成され、したがってまた、社会的生産諸

的に蓄積された資金も、宇野自身が指摘していたように、資本の運動の中から生じた遊休貨幣資本以外の種々雑多な資金を含んでいた。資本主義の現実的な発展が、原理論の論理展開からは導き出されえないような諸関係を通じて進行するときに、現実的な手段として採用されたのが、株式会社制度だったのである²⁷⁾。

「元来株式制度は、出資者としての地位を有価証券化し、これに独立の財産性を付与するための法技術にほかならない」²⁸⁾。株式売買において売買されるものは、この出資者としての地位に関わる権利である。とすれば、ここで生ずる問題は、所有権と一体になったその所有対象から生ずる収益を獲得できる権利の「商品化」を、原理的にどのように位置づけるかということであろう。従来からマルクス経済学でいわれてきた「資本の商品化」の内実が、出資者としての地位に関わる権利の商品化であるとすれば、これに対応するもう一つのものは、地代という収益を根拠にした「土地の商品化」であるが、このような収益を獲得する権利の「商品化」の原理論における位置付けが、検討されなければならないのではないだろうか。

だが、残念なことに、原理論体系そのものは、

部門の全体にたいしてはあくまで部分的な組織性をもってあらわれることが明確にされていなければならない(前掲、伊藤『価値と資本の理論』、365頁)と述べられている。これは、氏が、原理論と段階論との研究次元の相違を認めながらも、「産業資本の株式資本への転化は、……金融資本の形成の論理を基本線において抽象してあきらかにし、それによって、金融資本の考察の理論的基準を確定する意義をもつものと考えたい」(同、397頁)という意図による。だが、「株式資本による生産編成の部分性」(同、378頁)を原理論の領域に持ち込むことは、かえって、「原理」としての意味とともに、原理論と段階論との関係をも不明確にすることになるのではないだろうか。

27) 山口氏のいわれる資本結合の「本来平等な結合ということはあるえないという点」は、原理的には導き出されえないような諸関係を前提にした、株式会社内部における大株主と中小株主との具体的関係として、歴史的な文脈において、その意味が明確にされるべき論点であるように思われる。なお、前掲、宇野『経済原論』岩波全書、221頁を参照されたい。

28) 長浜洋一『株式会社法』有斐閣、1990年、80頁。

こうした権利の商品化についての考察に有効な枠組みを提供しているとはいいいがたい。というのは、原理論は、社会的生産の独自の編成様式の下で資本主義の存立根拠が与えられることを明らかにするという問題構制をとっており、ここでは、「商品」は、労働生産過程との関連において捉えられるに留まるからである。労働力の商品化についてみれば、その価値は、労働力の再生産に必要な生活資料の生産との関係で規定されると捉えられているし、いわゆる資金の商品化も、生産過程を包摂した資本の運動の中で生じた遊休貨幣資本の意義を、社会的生産を通じて将来における資金形成との関係で論ずるという枠組みの中にある。つまり、有形物であろうとサービスのような無形物であろうと、さらには労働力や資金であっても、「商品」は、社会的な労働配分との関係において捉えられているものなのである。

これに対し、株式や土地は労働生産物ではない。しかも、それらの商品化が論じられる際に売買の対象とされるものは、その所有によって得られるそれから生ずるであろう収益を獲得できる権利であって、モノとしての株式そのもの(株券)や土地そのものに対する所有権ではない。所有することによってその所有対象から生ずるであろう収益を獲得できる権利を目的に株式や土地が売買されるという関係は、通常の商品売買による所有権の譲渡とは異なるし、また、社会的な労働配分に関する問題としては捉えきれない性格のものでもある。株式や土地の売買は、原理論の枠組みを超えた問題を内包するものでもあるということになる。

『資本論』第三巻に相当する宇野の「分配論」の領域を、利潤率均等化から一貫した論理で展開しようとするれば、先に述べたように、資本主義的な経済機構の形成メカニズムの解明に収斂せざるをえない。しかしながら、ここまでの考察からみる限り、こうした方法的な一貫性を追究すれば、株式市場や土地市場を原理論で説くことには困難が伴わざるをえなくなるように思

われる。宇野は、土地の商品化や「資本の商品化」について、原理論では「その形式の原理」は説かなければならないが、それは資本主義の「理念」であり、株式市場や土地市場を説くことはできないことを強調していた²⁹⁾。宇野の真意の詮索と宇野原理論の体系構成上の問題はさておき、原理論の成果を踏まえながらも、原理論の枠組みを超えて、あるいは、原理論の枠組みとは別に、所有によって生ずるであろう収益

を獲得できる権利が「商品化」するときに、それを支える「理念」はどのようにして生成するのかということについて、改めて体系的な考察が必要とされているのではないだろうか。そうした考察を通じてはじめて、現代資本主義の制度とメカニズムを支える資本主義の「理念」の内実とその歴史的な意義が、より明確にされるのではないかと思われるのである³⁰⁾。

30) 「株式資本は原理的にとり上げられないところにその意義をもつのであって、土地の商品化が経済原論におさまると同様に資本の商品化が経済原論におさまるわけにはゆかないことは、地代と配当との原論における位置を考えただけで明らかである」とされるのは、日高普氏である(日高普『経済原論』有斐閣、1983年、243～244頁)。だが、「資本が利用する制限された自然力が単にそれを所有することで剰余価値をもたらす」(同、215頁)ことが、何故その自然力を「商品化」せしめることになるのかは、必ずしも明確ではない。マルクスや宇野でもそうであるが、そもそも、地代を利子率で資本還元することで土地価格の基準を求める方法が、理論的にどれほどの妥当性をもつのかという点は、今一度吟味されるべきなのではないだろうか。マルクスの場合には、「一定の貨幣収入はすべて資本還元されることができる」(*Das Kapital, Dritter Band*, a.a.O., S.636, 前掲、『資本論、第3巻』、804頁)という前提の下で土地価格が論じられたのだが、彼の場合、資本の商品化と資金の商品化とを明確に区別してはいなかった。資本の商品化と資金の商品化とを明確に区別し、なおかつ、信用制度論と地代論との展開順序をマルクスと逆にした宇野原理論体系の枠組みからみたとき、地代収益が利子に擬せられる関係から土地価格の基準を述べることに、検討の余地があるように思われる。

29) 前掲、宇野編『資本論研究V』、351～355頁。